

[50] 哲学論文集表紙奥付等

<https://hdl.handle.net/2324/1564192>

出版情報：哲学論文集. 50, 2014-12-26. 九州大学哲学会
バージョン：
権利関係：

九州大学哲学学会会則

- 第一条 本会は九州大学哲学会と称する。
- 第二条 本会は会則相互間の研究交流並びに親睦を図ることを目的とする。
- 第三条 本会の事務所は福岡市東区箱崎、九州大学文学部内におく。
- 第四条 本会の会員は正会員、特別会員及び名誉会員とする。
- 一、正会員となることができる者は次の者とする。
九州大学において哲学・倫理学を専門とする教員・学生・院生及び卒業生
その他評議会で適当と認めたる者
- 二、特別会員は前項教員のうち教授・准教授及び専任講師を退職した者とする。(但し、旧教養部教員を含む。)
- 三、名誉会員は本会で適当と認めたる者とする。
- 第五条 本会はその目的を達成するため次の事業を行う。
- 一、毎年一回大会の開催
- 二、会誌等の刊行
- 三、研究資料の蒐集及び交換
- 四、国内の関係学術団体との連絡

- 五、研究会、講演会等の開催
- 六、その他、本会の目的を達成する為に必要な事業
- 第六条 本会に次の役員をおく。
- 一、評議員 若干名(内会長一名、理事若干名)
- 二、会計監査 二名
- 三、幹事 若干名
- 第七条 総会は年一回定期的に開き、その他必要あれば評議会の決議によって臨時に開くことが出来る。
- 第八条 評議員は正会員相互の互選によって選び、任期は二年とする。但し重任を妨げない。
- 第九条 評議会は本会の事業の運営にあたり、幹事を依嘱し、その他必要な場合は専門委員を依嘱する。
- 第十条 評議員の互選により理事若干名をおく。
- 第十一条 評議員の互選により会長一名をおく。
- 会長は本会を代表し、評議會を招集し、評議會にはかつて總會を招集する。
- 第十二条 正会員の互選により会計監査二名をおく。会計報告は總會において行う。
- 第十三条 幹事は評議会の依嘱により会の庶務ならびに会計を処理する。任期は二年とする。但し重任を妨げない。

- 第十四条 本会の経費は会費、寄附金、その他の収入による。
- 第十五条 正会員は所定の会費を納めるものとする。
- 第十六条 会計年度は毎年九月一日に始まり翌年八月三十一日に終る。
- 第十七条 本会則の変更は總會の決議による。
- ※付 則
- 一、本会に入会及び脱会を希望する者は書面をもって評議會に申し出、その承諾を得なければならぬ。
- 二、本改正会則は平成二十一年九月二十六日から之を施行する。
- 編集委員
- | | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 倉 | 新 | 吉 | 菊 | 円 |
| 田 | 島 | 原 | 地 | 谷 |
| | 龍 | 雅 | 惠 | 裕 |
| 剛 | 美 | 子 | 善 | 二 |